

りそなの住宅ローン専用火災保険

住まい

たくさんのあんしんをお届けしたい
あんしんフルカバー



TOKIO MARINE
NICHIDO

2017年1月1日
以降始期用

東京海上日動 **Total assist** 住まいの保険

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



金融機関団体割引を適用!

りそな銀行・埼玉りそな銀行の住宅ローンをご利用の方を保険契約者の団体とする制度により、同じ補償内容の保険に個別に加入した場合と比較して割安です。

※地震保険制度には適用されません。

**ローン完済まで自動的に
ご契約を継続できて安心!**

保険期間を10年でご契約される場合、ご契約はローン完済予定年月をもとに設定した自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。そのため、契約更新手続が不要です。

**再取得価額*を基準に
お支払い!**

保険金は再取得価額を基準にお支払いますので建物・家財の再建や再購入が可能となります(高額貴金属等は損害時の市場流通価額が基準)。

* 同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。



**商品パンフレット兼
重要事項説明書**

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他ご留意いただきたいこと

「取扱代理店」



りそな銀行 埼玉りそな銀行

住まいの保険

保険の対象



居住用の建物*1



マンション戸室*2



家財*3

STEP 1

建物の補償
(損害保険金)



費用の補償
(費用保険金)

まずは、「建物」の補償をご確認ください。(損害部分を修理するために直接損害を受けていない部分に費用を要する場合があります。このような修理費用もお支払いします。)

火災リスク

家が燃えてしまった!



火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。

風災リスク

台風で屋根が壊れた!



風災、雪災、雪災*5による損害を補償します。

*5「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。

水災リスク*6

大雨で家が水びたしに!



水災(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)による損害を補償します。

*6 水災リスクを補償の対象外とする場合もあります。☚参照

盗難・水濡れ等リスク

泥棒に入られた!水濡れが起きた!



盗難、水濡れ、車両等または建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等による損害を補償します。

破損等リスク

うっかり窓ガラスを割ってしまった!



左記以外の偶然な事故による破損等の損害を補償します。

電氣的・機械的事故等リスク

IHクッキングヒーターが壊れてしまった!



建物に付属した機械設備に電氣的または機械的事故が生じ、故障した場合の修理費用を補償します。
※詳しくはP3~P4をご確認ください。

免責金額(自己負担額) 0円

免責金額(自己負担額) 5千円

費用の補償(費用保険金)はすべての補償プランに自動セット!

※A~Cの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします。(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします)

A 修理付帯費用保険金

- 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用)
 - 損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(損害原因調査費用)
- (例) 床下で水漏れ(漏水)が起きた際、漏水箇所を調査し特定する必要があるケース

- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)
- 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務等の費用)

B 損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)

(例) 自宅で火事が起きた際の消火活動で、自宅に常備していた消火器内の消火薬剤を使い切ってしまったため、消火薬剤を買いなおす必要があるケース



C 請求権の保全・行使手続費用保険金

他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用

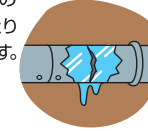
(例) 自宅で火事が起きた際、隣の家の外壁に損害を与えてしまった。賠償責任は負わないものの、お見舞い費用を支払うケース

D 失火見舞費用保険金

保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。

E 水道管凍結修理費用保険金

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。



F 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。
建物: 半焼以上(20%以上の損害)
家財: 家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

修理と密接に関わる費用
(①残存物取片づけ費用、②仮修理費用、③損害範囲確定費用)は損害保険金に含めてお支払いします。

上記①~③の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも、

「支払限度額(保険金額)×2倍」まで補償します。

*9 損害保険金から上記①~③の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。

*10 左記A~Cの費用保険金も含めて「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。

STEP 2

家財の補償
(損害保険金)



火災リスク

家財が燃えてしまった!



風災リスク

台風で窓ガラスが割れて建物内の家財が壊れた!



水災リスク

大雨で家財が水びたしに!



盗難・水濡れ等リスク

泥棒に入られて家財が盗まれた!



破損等リスク

※支払限度額50万円

うっかりテレビを落としてしまった!



免責金額(自己負担額) 5千円

電氣的・機械的事故等リスク



補償
(されません)

損害保険金に加え上記の費用保険金もお支払いします。

STEP 3

(地震)
(噴火)
(津波)

【お支払い例】

さらに、地震保険のご契約をご検討ください。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

地震による火災で家が燃えてしまった!



地震により家が倒壊した!



地震による津波により家が流された!

※保険料のお支払方法は保険期間1年もしくは5年の自動継続(口座振替)となります。
※口座振替は、りそな銀行／埼玉りそな銀行の口座からの引落としとなります。

地震保険はなぜ必要?

火災保険では、建物・家財の火災等を補償しています。しかし、地震による損害は、火災保険では補償されません。したがって、地震に備えるには地震保険が必要です。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震等により延焼・拡大した火災損害も補償されません。なお、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。

東京海上日動 住まいの保険
「あんしんフルカバー」の

5つの特長

① 機械設備等の故障も補償

「あんしんフルカバー」なら、IHクッキングヒーター(ビルトイン)、床暖房(ビルトイン)、太陽光パネル等の故障も補償します! 詳細はP3-P4をご参照ください。

② 復旧に必要な修理費をお支払い

「あんしんフルカバー」では、お住まいや家財の損害額だけでなく、「復旧に必要な修理費」をお支払いします!

「復旧に必要な修理費」とは...



損害部分を修理し復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を要する場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

③ 様々な費用を補償する費用保険金

損害部分の修理に伴い、損害の原因の調査費用や延焼先へのお見舞い費用など、様々な費用がかかります。

「あんしんフルカバー」では、それらを「費用保険金としてお支払い」します。

④ 高額貴金属等を自動補償

家財を保険の対象とした場合、面倒な明記をしなくても、1事故あたり損害額100万円まで高額貴金属等を自動的に保険の対象とします。詳細はP5をご参照ください。

⑤ 駐車場内部での衝突事故も補償!

「あんしんフルカバー」では、契約者が自動車を運転して、戸建のご自宅に誤って衝突し建物に損害が発生した場合も、建物の損害に対して保険金をお支払いします。

商品内容

I. 契約締結前における確認事項

II. 契約締結時における注意事項

III. 契約締結後における注意事項

IV. その他留意いただきたいこと

V. その他留意いただきたいこと



IHクッキングヒーターが壊れてしまった!

この特約を付帯すると 機械設備等の故障も補償^{*1}

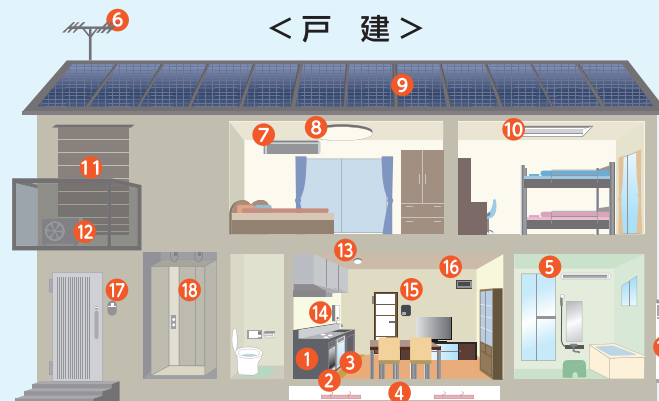
^{*1} 建物付属機械設備等 電氣的機械的事故補償特約を付帯した場合に補償されます。

例えば、次のような事故が起きた場合、保険金をお支払いできる可能性があります。

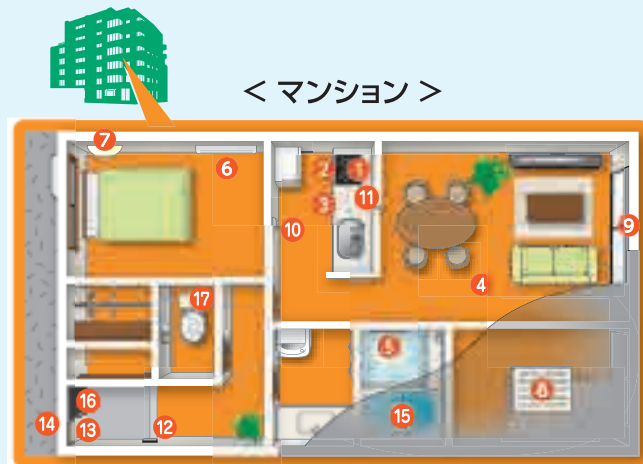


建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約を付帯すると、
建物に付属した機械設備に電氣的または機械的事故が生じ、
故障した場合の修理費用を補償します。^{*2}

^{*2} 故障の原因が自然の消耗または劣化である場合等、故障が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。



- 1 IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
- 2 オープンレンジ(ビルトインタイプ)
- 3 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
- 4 床暖房システム(ビルトインタイプ)
- 5 浴室乾燥機
- 6 アンテナ設備
- 7 エアコン
- 8 照明設備
- 9 太陽光発電機
- 10 空調設備(ビルトインタイプ)
- 11 電動シャッター
- 12 エアコン室外機
- 13 火災報知設備
- 14 給湯器
- 15 盗難防止装置警報装置等
- 16 分電盤
- 17 インターフォン
- 18 ホームエレベーター



- 1 IHクッキングヒーター(ビルトインタイプ)
- 2 オープンレンジ(ビルトインタイプ)
- 3 食器洗浄器(ビルトインタイプ)
- 4 床暖房システム(ビルトインタイプ)
- 5 浴室乾燥機
- 6 エアコン
- 7 照明設備
- 8 空調設備(ビルトインタイプ)
- 9 電動シャッター
- 10 火災報知設備
- 11 給湯器
- 12 盗難防止装置警報装置等
- 13 分電盤
- 14 インターフォン
- 15 24時間換気システム
- 16 人感センサー
- 17 温水洗浄便座(ビルトインタイプ)

【保険の対象にならない主なもの】

- 家庭用電化製品(家財に該当するもの)^(※3)、洗濯機、冷蔵庫 ●可搬式、移動式の機器^(※4)
- 電球類 ●切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類 等

(※3) 持ち家の場合、エアコンや照明設備等の建物に付属している電化製品は、家財ではなく建物として取扱いますので、本特約の対象となります。
(※4) 持ち運びができるもの、建物に固着、定着していないものをいいます。

想定事故例

建物付属機械設備	事故の概要	支払保険金
太陽光発電機	パワーコンディショナ ^(※5) 内部の回線がショートし、電力を交換することができず、結果として発電ができなくなった。 (※5) 太陽電池で発電した直流電力を交流電力に変換する装置	2,338千円
太陽熱利用給湯システム	熱交換が十分に行われない状況になった。原因調査の結果、蓄熱槽内の熱交換器U字管に亀裂が発生していたことが判明した。	1,936千円
電動シャッター	シャッターが下部20cm程度開放したまま完全に閉まらなくなった。巻取りシャフトが破損していた為、修理を必要とした。	1,030千円
床暖房システム	電気式床暖房システムで床が暖まらなくなってしまった。原因調査の結果、電熱線の回線がショートしていたことが判明した。	425千円
電気温水器	マンションのベランダに設置した電気温水器が故障し、修理を必要とした。	215千円

お支払いする
保険金は

損害額(修理費) — 免責金額(自己負担額)^(※6)です。

(支払限度額(保険金額)を上限とします。)

(※6) 免責金額(自己負担額)は、5千円です。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象のメーカーや販売店等が被保険者(補償を受けられる方)に対し法律上または契約上の責任^(※7)を負うべき損害
- 自然の消耗または劣化^(※8)、性質による蒸れ・変色・変質・さび・かび・腐敗・腐食・浸食・キャビテーション・ひび割れ・はがれ・肌落ちその他類似の事由
- ねずみ食いまたは虫食い等
- 保険の対象に対する加工^(※9)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検または調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品(乾電池、充電電池、電球、替刃、針等)および付属部品の交換
- 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反 等

(※7) メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、その保証制度に基づくメーカーや販売店等の責任を含みます。
(※8) 保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
(※9) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。



本特約で補償される期間のイメージ

	保険始期	保険終期
設備A	メーカー保証	
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証
設備C	メーカー保証	交換 メーカー保証
設備D		追加 メーカー保証

メーカーや販売店等の保証制度で補償される期間
本契約で補償される期間

メーカー保証や販売店等の延長保証がある場合、それらの保証期間中は本特約の補償対象外となります。

住まいの保険

保険の対象

* 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。



家財

家財補償特約

**建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません！
大切な「家財」の補償もご検討ください。**

「家財」の値段は予想以上に高額です！

子供部屋

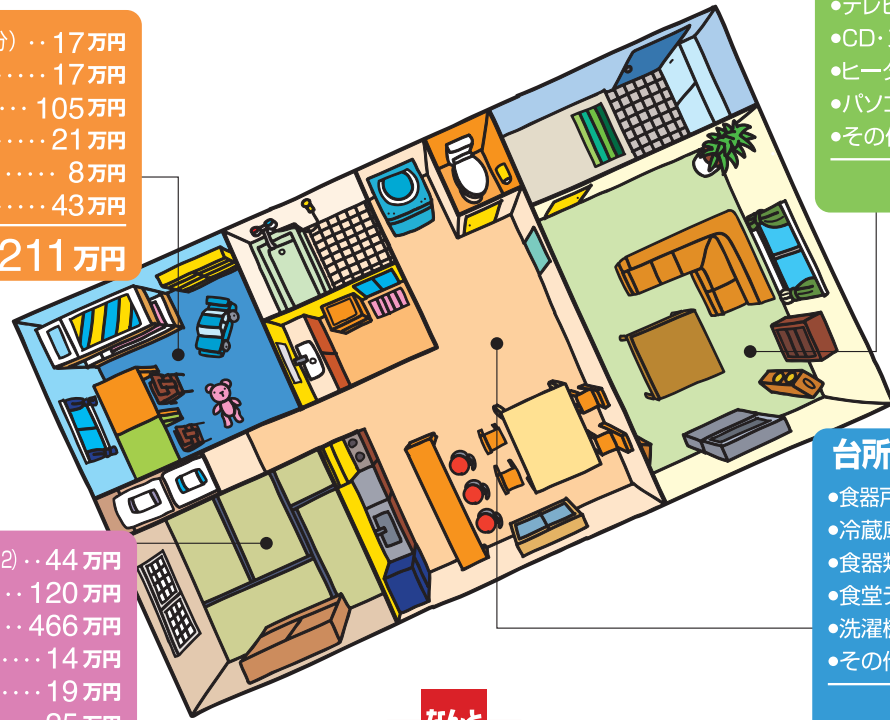
- 学習用具(机、本棚等2人分)・・・17万円
- 寝具(2人分)・・・17万円
- 衣類(2人分)・・・105万円
- おもちゃ一式・・・21万円
- ヒーター等・・・8万円
- その他・・・43万円

計211万円

和室

- 和・洋タンス(各1)整理タンス(×2)・・・44万円
- 婦人和服・・・120万円
- 紳士・婦人コート、スーツ他衣類・・・466万円
- 寝具(客用含む)・・・14万円
- 本棚・書籍・・・19万円
- 化粧台・化粧品一式・・・25万円
- その他・・・110万円

計798万円



居間

- 応接セット、サイドボード等・・・35万円
- テレビ・DVDレコーダー等・・・42万円
- CD・ステレオ・・・28万円
- ヒーター等・・・27万円
- パソコン プリンタ等・・・48万円
- その他・・・25万円

計205万円

台所、浴室

- 食器戸棚(×2)・・・11万円
- 冷蔵庫・オープン・・・23万円
- 食器類・調理器具・・・25万円
- 食堂テーブル・イス・・・10万円
- 洗濯機・ランドリー・・・12万円
- その他・・・29万円

計110万円

なんと
合計1,324万円

※持ち家にお住まいの方の一例です。再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

<家財補償特約は>

高額貴金属等を自動補償(明記不要)

家財を保険の対象とした場合、1事故あたり損害額100万円まで、明記なくとも高額貴金属等が自動的に保険の対象となります。

*高額貴金属等とは「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの」をいいます。

分かりやすい支払限度額方式

お客様のご希望される支払限度額(保険金額)を100万円単位で設定いただけます。事故が発生した場合には、設定した金額の範囲内で実際の損害額をお支払いします。



ご注意点

- ・支払限度額(保険金額)は、お客様が所有されている家財の実態に合わせて適切に設定してください。実態よりも多い支払限度額(保険金額)を設定しても、保険料が無駄になってしまいますのでご注意ください。
- ・高額貴金属等についてお支払いする保険金は、損害が生じた時点における保険の対象と同等のものの市場流通価額を基準としてお支払いします。
- ・ご希望により、高額貴金属等の支払限度額(保険金額)を500万円または1,000万円へ増額することができます場合もございます。

地震保険

保険の対象



居住用の建物
(マンション戸室も含みます。)



家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

住まいの保険では地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災等の損害については保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険にご契約いただく必要があります。

※保険料のお支払方法は保険期間1年もしくは5年の自動継続(口座振替)となります。
※認定の基準、お支払いする保険金額等につきましては、P17・P18をご参照ください。



地震保険ってなに？

地震・噴火・津波

地震保険では、**地震等**による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

<お支払い例>



地震による
火災で
家が燃えてしまった！



地震により
家が**倒壊**した！

地震による**津波**により
家が流された！

●保険金をお支払いしない主な場合

- ・損害の程度が一部損に至らない損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害
- ・地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)は保険の対象となりません。

地震保険はなぜ必要？

火災保険では、建物・家財の火災などを補償しています。しかし、**地震等による火災は、火災保険では補償されません。**したがって、地震に備えるには**地震保険が必要です。**



火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※地震等により延焼・拡大した火災損害も補償されません。
なお、地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。

公共性の高い保険

地震等による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として「**地震保険に関する法律**」が1966年に制定されました。
地震保険は、この法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険です。

損害保険会社



政府

火災保険 + 地震保険

地震保険は、**単独では契約できません。**火災保険にセットして契約する必要があります。

火災保険



地震保険

現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の**契約期間の途中で地震保険を契約**することができます。

対象となるもの

次のものに地震保険を契約できます。



建物

※住居のみに
使用される建物
および併用住宅



家財

※30万円を超える
貴金属・宝石など
は含まれません。

●保険金額

建物・家財ごとに火災保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内

●保険金額の限度額

建物:5,000万円・家財:1,000万円

※専用店舗・事務所等の建物およびその建物に収容される動産は対象となりません。
※屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

※地震保険について、2007年1月から「地震保険料控除」が創設され、地震保険にご加入になることで、所得税(国税)および個人住民税(地方税)において税制上のメリットを受けることができるようになりました。詳細は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

付帯サービス等



メディカルアシスト

メディカルアシスト

自動
セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

おからだの「悩み」から「もしも」のときまでサポートします!!

カンタン

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけです(無料)。

サービス対象は

ご契約者および補償を受けられる方とそのご親族の皆様です。

こんな
とき

子どもが夜中に40度近い熱を出した。
診てくれる病院はあるだろうか?



医療機関案内

お客様のご要望に応じた医療機関をご案内します。夜間・休日の救急医療機関や旅先での最寄りの医療機関も即座に検索し、所在地、道順、診療科目、受付時間などの詳細情報を提供します。

こんな
とき

胃がんと診断され、抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安…。



がん専門相談窓口

経験豊富な医師や看護師、メディカルソーシャルワーカーがお応えします。さらに、がんと闘う患者様とそ
のご家族が抱える心の問題にも向き合います。

こんな
とき

2年ほど前から右足だけがむくんでいる。悪性の病気ではないかと心配だ…。



予約制専門医相談

さまざまな診療科の専門医が、日頃のおからだの不調やお悩みに関して詳しくお話を伺い、アドバイスをします。

こんな
とき



出張先で緊急入院したが、自宅近くの病院へ転院したい。

転院・患者移送手配

出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。
※実費はお客様のご負担となります。

こんな
とき



出勤途中で急にめまいがした。病院に行くべきか誰かに相談したい。

緊急医療相談

現役の救急専門医と経験豊富な看護師が常駐しており、突然の病気やケガなど緊急の場合の対処方法をアドバイスします。

ご利用はこちらまで

24時間365日対応



0120-708-110

※被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。
※東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。
※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。



デイリーサポート

デイリーサポート

介護関連サービス

例えば…

祖母の介護について、アドバイスがほしい

電話介護相談

介護方法、介護保険制度、各種在宅介護サービス等、介護に関する様々な相談にお電話でお応えします。また、各地域の介護関連事業者もご案内します。

土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時

0120-285-110

介護保険制度の申請について、教えてほしい

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等の介護に関する様々な情報をご提供します。また、電子メールによる介護相談も24時間受け付け、介護に関する専門家がお応えします。

ホームページアドレス

<http://www.kaigonw.ne.jp/>

生活支援サービス

例えば…

税金について相談したい

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

法律相談：土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時
税務相談：土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時

0120-285-110

ホームページアドレス

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html>

冠婚葬祭のマナーについて、教えてほしい

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時

0120-285-110

＜ご利用の際にご確認いただきたいこと等＞

1. ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
2. ご利用の際は提携会社より、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
3. ご相談対象は、ご契約者(法人は除きます。)、補償を受けることができる方(法人は除きます。)、またはご契約者もしくは補償を受けることができる方の配偶者・親族(以下「相談対象者」といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方から直接ご相談いただいた場合に限りします。
4. 各サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承願います。
5. 各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
6. 各サービスは、携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

住まいの選べるアシスト特約

オプション

特約を付帯いただいた場合にご利用いただけます。
(別途、特約保険料をいただきます。)

※「住まいの選べるアシスト特約」は、「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。 ※本特約は盗難・水濡れ等リスクを補償している場合にご利用いただけます。火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、下表の補償メニューの中からお好みの再発防止策をお選びいただけます(1事故につき20万円が限度となります。)。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂、爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器、ガス漏れ検知器・警報器の設置 ●据付型手動消火器、投てき用消火器の購入 ●家庭用スプリンクラーの設置 ●避雷器(電気機器への落雷防止機器)等の購入 ●漏電遮断器の購入
盗 難	●ホームセキュリティサービスの提供 ●防犯カギ、補助錠、防犯ガラス・フィルム の設置 ●再発防止コンサルティングサービスの提供 ●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●防犯用砂利等の購入 ●ガラス破壊検知器の購入
共通(火災、落雷、破裂・爆発または盗難)	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入 ●植栽の設置

※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

緊急時助かるアシスト

住まいの選べるアシスト特約に自動セット ※ご自身で手配された場合は、対象外となります。

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただいたお客様は、提携会社による以下の応急処置サービスをご利用いただけます。

	カギのトラブル対応サービス (1年間に1回限度)	カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。 ※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。
	水回りのトラブル対応サービス (1年間に1回限度)	水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。 ※出張料と応急処置作業料は無料です。部品代、高圧洗浄・掘削作業等の特殊作業に関する費用、本修理費用についてはお客様の自己負担となります。 ※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介いたします。ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

① 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間が掛かる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

一定のご利用条件があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。

※各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更または中止となる場合があります。

例えば… **こんな時、保険でいくら補償されるの？**

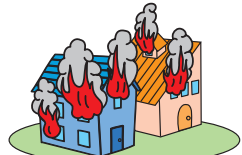
実際にどんな事故が起きて、どれくらいの保険金が支払われているかは、なかなか分からないものです。
ここでは火災保険にご加入されたお客様が、実際に遭われた事故についていくつかご紹介します。

これだけの事故でお役に立っています！

火災リスク

火災

向いの建物が火事になり、
自宅建物・カーポートまで被害を受けた！



支払保険金 約**460**万円
(窓ガラス・外壁・塀・カーポートの故障および修理)

落雷

直撃雷が発生し、
建物と家財
それぞれが
被害を受けた！



支払保険金(建物) 約**110**万円
(自然冷媒ヒートポンプ給湯器・太陽光発電・エアコンの修理等)
支払保険金(家財) 約**30**万円
(パソコン・テレビの修理等)

風災リスク

風災

平成25年10月の台風26号により
建物が被害を受けた！



支払保険金 約**120**万円
(門扉・屋根等の修理)

水災リスク

水災

平成25年7月に発生したゲリラ豪雨により
床上浸水が発生し、建物が被害を受けた！



支払保険金 約**340**万円
(床・壁・配管・温水器の修理および交換)

盗難・水濡れ等リスク

盗難

空き巣が侵入し、
窓ガラス等の建物と、
現金・貴金属の家財
が被害を受けた！



支払保険金(建物) 約**10**万円
(ガラス交換等)
支払保険金(家財) 約**150**万円
(現金(30万円が限度)・貴金属等)

車両の衝突

車に当て逃げをされ、
建物が被害を受けた！



支払保険金 約**80**万円
(外壁・エアコン室外機等)

子供が自宅の車庫に
車をぶつけた！



支払保険金 約**12**万円
(車庫の修理)

破損等リスク

※免責金額
(自己負担額)5千円

破損等

家具の移動中に誤って
家の窓ガラスを割ってしまった！



支払保険金 約**8**万円
(窓ガラスの交換)

地震リスク

※地震保険にご加入した場合に限ります。

地震

平成23年3月の東日本大震災で
建物と家財が被害を受けた！



支払保険金(建物) 約**100**万円(一部損)
支払保険金(家財) 約**250**万円(半損)

地震

平成23年3月の東日本大震災による
津波で建物と家財が流失した！

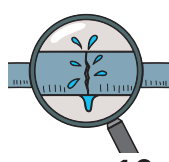


支払保険金(建物) 約**2,000**万円(全損)
支払保険金(家財) 約**250**万円(全損)

費用保険金

損害原因調査費用

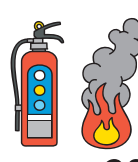
水漏れが発生し、その原因である
配管の亀裂の箇所を特定するための
費用が発生した！



支払保険金 約**10**万円

損害拡大防止費用

消火活動のために利用した消火薬剤を
新しく買う費用、消火活動に従事した際に
損傷した衣類を買う費用が発生した！



支払保険金 約**30**万円

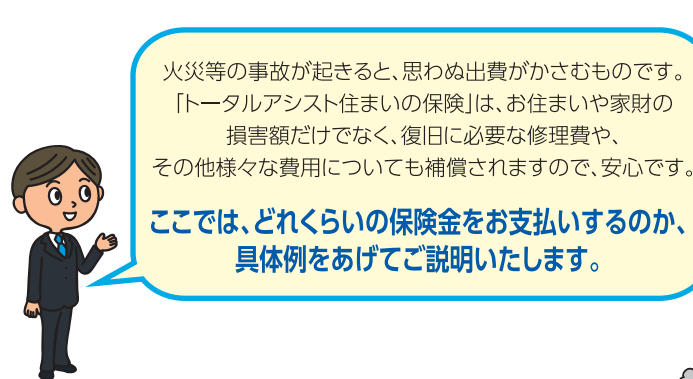
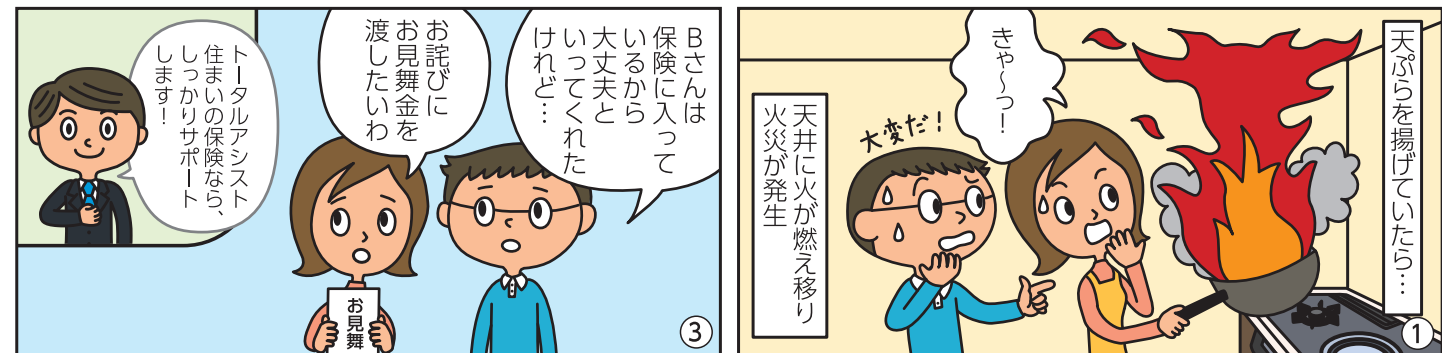
失火見舞費用

自宅からの出火によって近隣の家が燃え、
さらには消火活動によって近隣の方の
家屋が損傷したため見舞金を支払った！



支払保険金 約**250**万円
(5世帯分)

ご存知ですか？いざ事故が起きた際にかかる費用



火災事故発生!!

災害が起きた時に必要となる費用は…



※下表のケースは下記の契約内容を前提とした事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

内 容		出費(例)	「トータルアシスト住まいの保険」保険金支払額	
①	損害保険金	お住まいの建物の損害額	1,400万円	1,400万円
②		損害部分を修理するために直接損害を受けていない部分に要した費用	200万円	200万円
③		燃えかすや残がい等を片づける費用(残存物取片づけ費用)	120万円	120万円
④		焼失した屋根の部分からの侵入を防ぐためにブルーシートで応急処置を施した費用(仮修理費用)	50万円	50万円
⑤		修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)	20万円	20万円
⑥	修理付帯費用保険金	損害を受けた原因を調べる費用	10万円	10万円
⑦		残業勤務・深夜勤務等の費用	80万円	80万円
⑧	損害拡大防止費用保険金	消火器内の消火薬剤のつめかえ費用	0.5万円	0.5万円
⑨	失火見舞費用保険金	近隣の家(3世帯)に類焼した場合の失火見舞費用	150万円	150万円
		出費総額	2,030.5万円	補償金額 2,030.5万円

前提条件(例)

保険の対象：建物(H構造・支払限度額(保険金額)2,000万円)
補償内容：あんしんフルカバー* 免責金額(自己負担額)0円
損害の内容：火災事故により、1,400万円の建物損害が生じた。

* あんしんフルカバーは、「火災リスク、風災リスク、水災リスク、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスク、電氣的・機械的の事故等リスク」を補償する契約タイプです。

お支払いする保険金の概要一覧

住まいの保険および地震保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下の通りです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者(補償を受けられる方)の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	お支払いする保険金の額
住まいの保険普通保険約款				
①損害保険金	a. 火災	【補償の内容・事故種類】の建物欄に○が印字されている事故が対象です。	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 [1 事故について支払限度額(保険金額)限度]*1 ※ 損害額は次の算式により算出します。 ただし、*2の費用を除いて算出した損害額は、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 = 修理費*2 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額 ※「全損時の保険金支払いに関する特約」が適用される場合には、上記と異なります。
	b. 風災		「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	c. 水災		「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	d. 盗難・水濡れ等		「盗難(保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損)」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
	e. 破損等		「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	
②修理付帯費用保険金		証券上の記載はありません。 ※損害保険金が支払われる場合が対象となります。	保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「試運転費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務等の費用」をお支払いします。	実費 [1 事故について、②から④の費用保険金合計で①の損害保険金に相当する額が限度]
③損害拡大防止費用保険金			「a. 火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をお支払いします。	
④請求権の保全・行使手続費用保険金			他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。	
⑤失火見舞費用保険金		証券上の記載はありません。	保険の対象またはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣等、第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いします。	被災世帯数×50万円 [1 事故について、支払限度額(保険金額)×20%限度]
⑥水道管凍結修理費用保険金			保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いします。	実費 [1 事故について、10万円限度]
⑦地震火災費用保険金			地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いします。 建物：半焼以上(20%以上の損害) 家財：家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害) または家財が全焼(80%以上の損害)	支払限度額(保険金額)×5% [1事故1敷地内について、300万円限度]
全損時の保険金支払いに関する特約				
損害保険金		証券上の記載はありません。	保険の対象である「建物」に対して損害保険金支払われる場合で、かつ「建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。	支払限度額(保険金額)と同額* * 保険金の額は「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」または「保険金額×当該保険金の支払割合」のいずれか低い額を限度とします。

*1 損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、損害保険金と②から④の費用保険金の合計額を、支払限度額(保険金額)の2倍を限度とします。ただし、支払保険金の額から②から④の費用保険金と*2の費用を除いた額は、支払限度額(保険金額)を限度とします。

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	お支払いする保険金の額
家財補償特約				
損害保険金	く住まいの保険普通保険約款>a.～e.	【補償の内容・事故種類】の家財欄に○が印字されている事故が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	家財に対して生じた「住まいの保険普通保険約款」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。	次の算式により算出した額 損害保険金 = 損害額 - 保険証券記載の免責金額 ※損害額は次の算式により算出します。 ただし、*2の費用を除いて算出した損害額は、保険の対象の再取得価額が限度となります。 損害額 = 修理費 *2 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額 〈生活用家財の場合〉 [1 事故について、家財支払限度額(保険金額)限度] ^{*1} 〈高額貴金属等の場合〉 [1 事故について、高額貴金属等(家財)支払限度額(保険金額)限度] ^{*1} ※ただし、「e.破損等」の損害に対しては、生活用家財・高額貴金属等共通で「家財破損等支払限度額」が限度となります。 ^{*1}
	盗難	【補償の内容・事故種類】の家財の「盗難・水濡れ等」欄に○が印字されている場合が対象です。 【その他の特約等】家財補償特約	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。	〈通貨等〉 損害額 [1 事故について、30万円限度] 〈預貯金証書〉 損害額 [1 事故について、500万円限度]
個人賠償責任補償特約				
①損害賠償金	【特約】 個人賠償責任補償特約	日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。	保険金の額 = 損害賠償責任の額 + ②～④の費用 - 代位取得するものがある場合は、その価額 [1 事故について、保険証券記載の保険金額限度]	
②損害防止費用		損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。		
③請求権の保全、行使手続費用		他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。		
④緊急措置費用		損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア。またはイ。に該当する費用をお支払いします。 ア。応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ。あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用		
⑤その他の費用		「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。	実費	
類焼損害補償特約				
損害保険金	【特約】 類焼損害補償特約	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします。(法律上の損害賠償責任の有無は問いません。)	損害額(ただし、損害を受けた住宅・家財に対して他の保険契約がある場合には、他の保険契約で支払われた保険金を差し引いた残額とします。) [1事故について、保険証券記載の支払限度額限度]	
建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約				
損害保険金	【特約】 建物付属電気機械的事故補償特約	建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水設備等)が、電気的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。	住まいの保険普通保険約款で規定する損害保険金の額 [1事故について、建物の支払限度額(保険金額)限度]	

*2 修理費には「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」を含みます。

住まいの保険をご契約いただくにあたって

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面（P14～22）の受領印も兼ねています。

① 被保険者（補償を受けられる方）について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。
共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。

② 建物の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

③ 建物の用途（物件種別）について

住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

専用住宅

住居のみに使用する建物です。

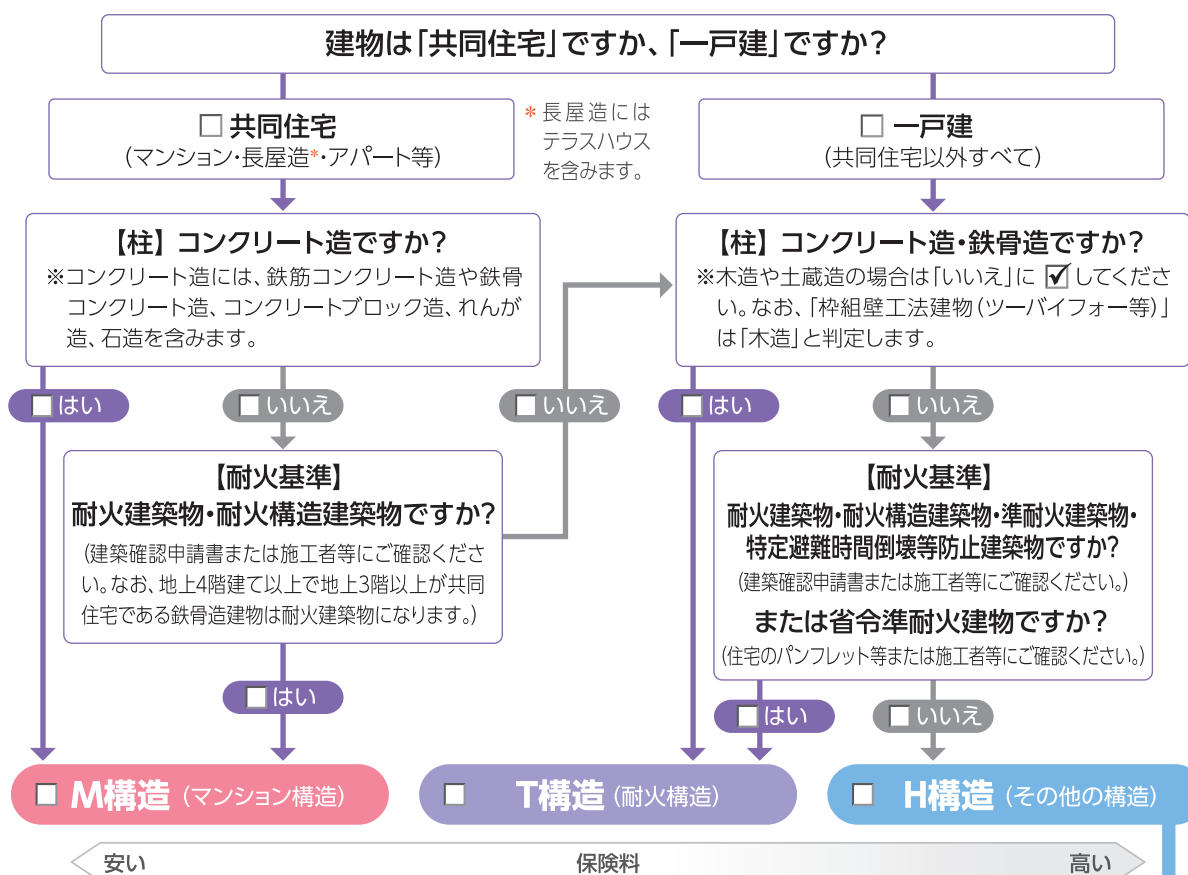
併用住宅

住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。
用途（事業等の内容）に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

④ 建物の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート フローチャートにしたがい ☒ してください。



前契約の満期に合わせて契約を更新される場合にのみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート（ALC版、押出成形セメント板を含む）造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

❗「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。
特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動（以下弊社とします。）ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者に
とって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

該当するご契約者に
ご確認いただきたい
事項

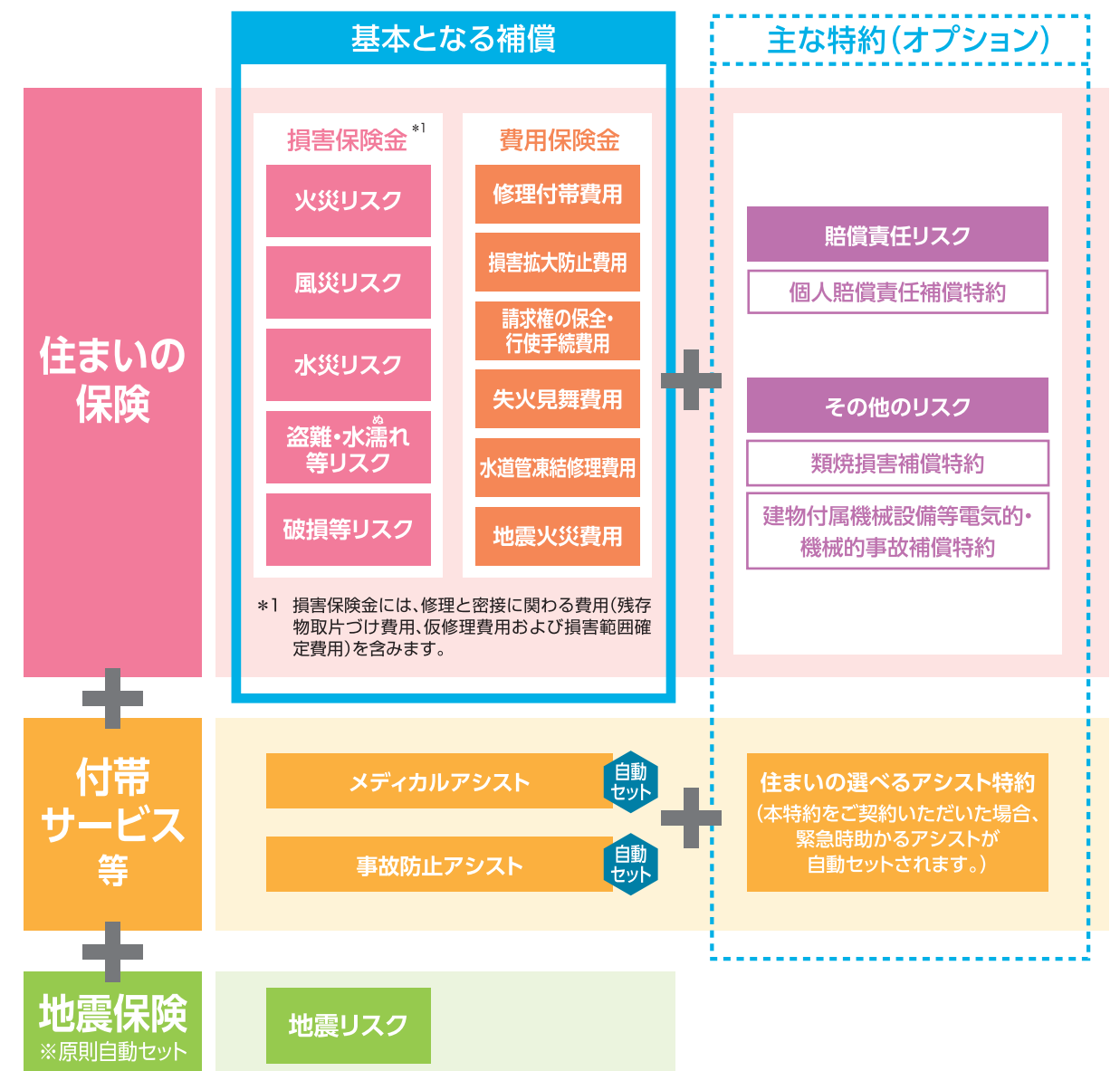
I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

Total assist 住まいの保険

基本となる補償、ご契約者のお申し出により任意にご契約いただける特約（オプション）等は以下のとおりです。

❗ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



保険の対象、基本となる補償および支払限度額（保険金額）の設定方法等

① 保険の対象 契約概要

保険の対象を
お選びください



居住用の建物^{*1}



マンション戸室^{*2}



家財^{*3}

^{*1} 門、塀、垣や外灯、屋外設備装置を含みます。

^{*2} バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。

^{*3} 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。

●家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

●自動車や船舶等 ●クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ●動物、植物等の生物 ●データやプログラム等の無体物 等

② 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります(P1・2をご参照ください。)

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
火災リスク	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた場合	●ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。))によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
風災リスク	風災、雹災、雪災により損害が生じた場合	●風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
水災リスク	水災 ^{*4} (床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)により損害が生じた場合	●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
盗難・水濡れ等リスク	盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等により損害が生じた場合	●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損 ●偶然な破壊事故等によって生じた損害のうち、次のもの ・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・電気的または機械的事故によるもの(特約により補償できる場合があります。)
破損等リスク	上記以外の偶然な破損事故等により損害が生じた場合	・保険の対象の置き忘れや紛失によるもの ・以下の家財や身の回り品に生じた損害 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

^{*4} 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

③ お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

お支払いする保険金は (損害額(修理費^{*5})－免責金額(自己負担額)^{*6}) です。

支払限度額(保険金額)×2倍の額を上限とします。^{*7} 免責金額(自己負担額)は、0円^{*8}で設定しています。

^{*5} 修理費には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。

^{*6} ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

^{*7} ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額(保険金額)が限度となります。

^{*8} 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が5千円となります。

④ 主な特約 契約概要

賠償責任リスク	個人賠償責任補償特約
その他のリスク	類焼損害補償特約、 建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約

※特約の詳細および上記以外の特約については、P2～P4および「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

⑤ 建物の評価額の算出方法・支払限度額（保険金額）の設定 契約概要

建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」^{*9}です。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

^{*9} 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乗じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。)

※保険期間が6年以上の場合は、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。

※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

支払限度額（保険金額）の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受けいただける損害保険金の上限額^{*10}です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額(保険金額)については、申込書等でご確認ください。

^{*10} 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。 ^{*11}
家財	ご希望に応じて1口単位(1口:100万円)で支払限度額(保険金額)を設定します。 (所有されている金額がご不明な場合は下部に記載の＜家財の所有金額の目安＞をご参照ください。) ^{*12*13*14}

^{*11} 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。

^{*12} 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を50万円を設定します。

^{*13} 家財の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

^{*14} 家財のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

<家財の所有金額の目安>

		(単位:万円)				
区分	面積	33m ² 未満	33～66m ² 未満	66～99m ² 未満	99～132m ² 未満	132m ² 以上
持ち家		570	940	1,190	1,550	1,890

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は2年から10年の整数年で設定してください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地、構造等に応じて異なります。また、一定の条件を満たす場合、「築浅割引」が適用される場合があります(→「保険料の割引」(P21))。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

払込方法は「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」(→「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」でご契約されるお客様へ(P22))による一時払等となります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領取する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末まで(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)払込みの猶予がありますが*1、この払込猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

*1 ただし、「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」による払込みの場合で、集金者を經由せず、ご契約者から直接弊社に払込みいただく場合には払込みの猶予はございませんのでご注意ください。

4 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み



住まいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名が必要です。

② 保険の対象



保険の対象をお選びください

居住用の建物
(マンション戸室も含まれます。)

家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

※1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)は保険の対象となりません。

③ 補償内容



地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)。

損害の程度	認定の基準*1				お支払いする 保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上 50%未満		建物の延床面積の 50%以上 70%未満		家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上 40%未満		建物の延床面積の 20%以上 50%未満		家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上 20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない 建物が、床上浸水または地盤 面より45cmを超える浸水を受け 損害が生じた場合		家財全体の時価の 10%以上 30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

*1 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11兆3,000億円(平成28年7月現在)を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する11兆3,000億円の割合によって削減されることがあります。

(ご参考)

東日本大震災が発生した際には、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額(保険金額)にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または弊社にその旨ご相談ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合



- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

⑤ 保険期間



- 住まいの保険の保険期間が5年以下の場合：住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。
- 住まいの保険の保険期間が6年以上の場合：口座振替*2による保険期間1年または5年*3の自動継続となります。

*2 金融機関によっては5年の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票等により再度保険料をご請求します。

*3 ただし、継続日から住まいの保険の満期日までの期間が5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。

⑥ 引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)



- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります(→ 「保険料の割引(P21)」)。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

※地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5 満期返れい金・契約者配当金



- この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

★	他の保険契約等*1
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱(建物構造)、建物区分(一戸建住宅／共同住宅)、建築年月

*1 この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合*2があります。

*2 建物のご契約で、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合等

【建築年月について】

「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)をご申告ください。「建築確認年月」(住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が築浅割引(→ 「保険料の割引(P21)」)の割引率が大きくなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自宅 ()
勤務先 ()

・申込日:
・保険種類: 住まいの保険
・証券番号*1:
・ご契約の営業店:
・ご契約の代理店:

郵便はがき

8112-8884

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田3-21-2 階

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田3-21-2 階

*1 申込書控の右上に記載しております。

IV その他留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ
(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^{*1}」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*2}まで補償されます。
- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は、営業課支社にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- ^{*1} 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
- ^{*2} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
 - ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 - 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
 - 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり^{*3}、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（平成28年7月現在）。
- ^{*3} 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
 - 住まいの保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
 - この保険商品に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者（補償を受けられる方）または保険の対象であることを確認するための書類
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

金融法人部 営業第三課

TEL 03-3285-1627

受付時間：平日 午前9時～午後5時

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内（消印有効。普通便で可。）です。弊社宛に必ず郵便にて通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

【クーリングオフできない場合】

- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）等

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約等をご契約される場合で、被保険者（補償を受けられる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約等の要否をご検討ください。^{*2}

- ^{*1} 住まいの保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。
 - ^{*2} 以下の特約等を1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者（補償を受けられる方）が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- 個人賠償責任補償特約 ●類焼損害補償特約

III 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

建物の構造または用途^{*1}を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】（以下の場合にもご契約内容の変更が必要になりますので、ご連絡ください。）

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
 - 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
 - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合
- ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- ^{*1} 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

2 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法^{*1}によって保険料を返還、または未払保険料を請求^{*2}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- ^{*1} 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。

- ^{*2} 解約日以降に請求することがあります。

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 住まいの保険については、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点で、築年数^{*1}が10年未満である場合、建物の保険料に対して「築浅割引」が適用されます。築年数^{*1}と保険期間によって、下表の通り割引率が異なります。
- 金融機関等融資物件に関する特約に基づく割引が適用される等の場合も、築浅割引は適用されます。

築浅割引		保険期間																			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年										
築年数	築1年以下	10%																			
	築2年																			8%	8%
	築3年																		8%	7%	7%
	築4年																	8%	7%	6%	6%
	築5年																8%	7%	6%	5%	5%
	築6年															8%	6%	5%	5%	4%	4%
	築7年														7%	6%	5%	4%	3%	3%	3%
	築8年													6%	5%	4%	3%	2%	2%	2%	2%
	築9年												5%	3%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%

^{*1} ご申告いただいた「建築年」から「保険始期年」までの年数とし、暦年^{*2}単位で判定します。

^{*2} 暦の上での1年をさします。

- 地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料 ^{*3}
免震建築物割引 (50%)	免震建築物 ^{*4} に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関 ^{*5} により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類 ^{*6} 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)」等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書 ^{*6} 例)フラット35Sの適合証明書 等
耐震等級割引 (等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%)	耐震等級 ^{*4} を有している建物であること	③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します ^{*7}) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等
建築年割引 (10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 ^{*8} 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等
耐震診断割引 (10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等

^{*3} 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

^{*4} 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

^{*5} 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

^{*6} 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

^{*7} 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。

^{*8} 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。

2 「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」でご契約されるお客様へ

ご契約者が賦払償還債務(住宅ローン等)を負っている銀行や信用金庫等の金融機関等と弊社の間で「保険料集金に関する契約書(金融機関等融資物件用)」を交わしている場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに「金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)」でご契約いただけます。

項目	金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務(住宅ローン等)を負う債務者の方
被保険者 (補償を受けられる方) の範囲	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財等の所有者

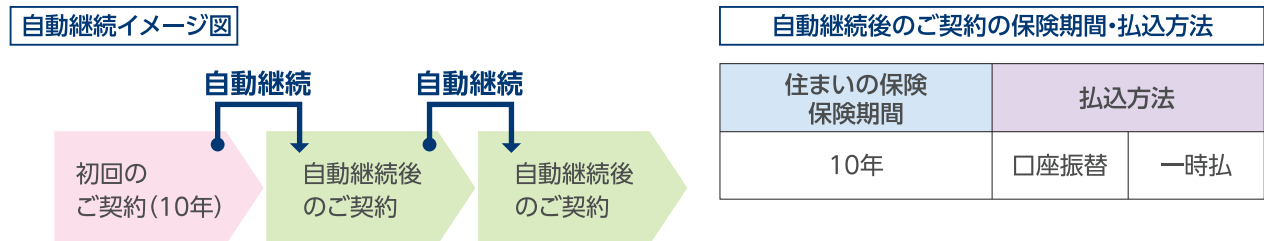
- 以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合は払込方法を変更していただきます。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
 - 「保険料集金に関する契約書(金融機関等融資物件用)」に定められた保険契約者の人数に不足する場合 等

3 住まいの保険 自動継続方式

住まいの保険の保険期間を10年(払込方法は一時払)でご契約される場合は、自動継続方式^{*1}をお選びいただけます。^{*2}なお、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく場合は、初回のご契約の際に自動継続後のご契約の地震保険の保険期間・払込方法もお選びいただく必要があります。

^{*1} 保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。

^{*2} ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。



- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額(保険金額)を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日までに事前に、自動継続後のご契約内容をご案内いたします。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

⚠ 金融機関によっては10年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票等により、保険料を払込みいただけます。

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約をされるお客様へ

金融機関等融資物件に関する特約(団体扱・集団扱特約用)によるご契約の場合は、申込書等に記載の自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。自動継続終了年月日は初回のご契約の始期日時点の賦払償還債務(住宅ローン等)の完済予定年月を基に決定されます。

※本特約が失効する場合、保険契約の自動的な更新等に関する特約(住まいの保険用)は停止となり、自動継続されません。

付帯サービス

事故防止アシスト

自動
セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

例えば…

事故が起きないように、
何か対策したい!



情報サイト 「セイフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするための
お役立ち情報をご提供します。

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※東京海上日動のホームページを開覧できる環境においてご提供します。
(ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要となります。)

ご利用はこちらまで <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

- ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。
- ※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。
- ※「あんしんフルカバー」は、建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約付帯の住まいの保険及び地震保険のペットネームです。
- ※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は 119番・110番



0120-119-110

受付時間: 24時間365日

<取扱代理店>

株式会社 **りそな銀行**

株式会社 **埼玉りそな銀行**

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

※お問い合わせはジェイアンドエス保険サービス株式会社にて承ります。

東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 〒103-0025
(東京) TEL.03-3668-8070

この保険商品は、株式会社りそな銀行もしくは株式会社埼玉りそな銀行のいずれか1社または両社と、ジェイアンドエス保険サービス株式会社が共同して取扱代理店となります。また、上記に加え他の代理店が共同代理店に追加される場合があります。

<幹事引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当課: 金融法人部 営業第三課

TEL: 03-3285-1627



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。